



議案第九十八号

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会
及び審査会の共同設置に関する規約の一部改正について

町村等の非常勤職員の公務災害補償に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を次のとおり改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第三項において準用する同法第二百五十二条の二第三項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年十二月十一日 提出

昭和五十五年拾月拾壹日 原案可決
三朝町長 松村 喬 成

三朝町議会議長 牧田 禎

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会
及び審査会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約

町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の一部を次のように改正する。

第三条中「鳥取市東町一丁目三百五番地」を「鳥取市東町一丁目二百七十一番地」に改める。

別表中 「邑法第一中学校組合
郡家町外四ヶ町隔離病舎組合」

を削り

「気高郡衛生施設組合

「気高郡衛生施設組合」を

八頭東部衛生施設組合

佐治用瀬ごみ処理施設組合

に改める。

西伯町ほか二か町清掃施設管理組合」

附 則

この規約は、昭和五十六年四月一日から施行する。